

兵庫県公報

平成23年11月30日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則 ……………	1

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）
育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である場合について、期末手当の在職期間から当該育児休業期間を除算しないようにするための所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第6項第3号中「育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間」の右に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」を加える。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第6項第3号中「育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間」の右に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。